

平成31年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成31年2月21日 開会

平成31年2月21日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成31年第2回教育委員会定例会

平成31年2月21日（木）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第3号 平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成31年2月分）について
 - 報告第4号 平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について
 - 報告第5号 体罰に係る実態把握に関する調査結果について
 - 報告第6号 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
 - 報告第7号 新十津川町立学校喫煙対策に関する指針（案）について
 - 報告第8号 新十津川町立学校に係る部活動の方針（案）について
 - 報告第9号 新十津川町子どものいじめ防止基本方針（案）について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成31年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告につきましては、主幹の富田から申し上げます。

◎富田主幹

それでは、私から1月16日から本日2月21日までの行事をまとめておりますのでご説明を申し上げます。行事報告書をご覧いただきたいと思っております。まず最初に記載ありませんが、1月26日、第22回北海道子どもかるた大会空知地区大会が歌志内で行われました。本町からは、1月6日の全町子どもかるた大会で好成績を収めました青葉区と文京区のチーム3チームが参加いたしました。本町のチームの結果につきましては、小学生の青葉区のBチームが3位となりまして、2月17日札幌市で開催されました全道大会へ出場しております。残念ながら初戦で美瑛町のチームに敗退しましたが、敗者復活戦で2試合ほど勝ち上がり、あと一歩のところまで3位決定戦には及びませんでした。全道大会での実力を発揮しております。2月5日、青葉区Bチームのメンバーが教育長に全道大会の出場の挨拶に訪れております。1月31日、藤原ピアノ教室の生徒の全国大会の出場報告ということで、2月9日から11日まで東京都で行われました第9回日本バッハコンクールに藤原教室の生徒3名が参加されました。この大会は、昨年末に行われた北海道地区大会で優秀な成績をあげた結果によるものですが、この全国大会で佐藤花さん、1、2年生の部、それから清水花菜さん、5年、6年生の部で全国大会でも金賞を受賞しております。昨日、指導者とともに結果を教育長を訪れております。2月4日、新十津川小学校の獅子神楽クラブ、特別クラブの納会が行われまして、卒業生に対しまして保存会の役員から記念品を贈呈しております。1年間の活動を振り返り、

最後にはクラブ部員全員で獅子神楽を披露しておりました。2月5日、新十津川小学校入学児童の1日体験が小学校で行われまして、4月から入学予定の児童、幼児42名が先輩の1年生に手伝ってもらいながら絵を書いたり体育館でレクリエーションを楽しんだりしておりました。同じく2月5日、新十津川町青年協議会母村訪問研修団出発挨拶ということで、第38回の新十津川町青年道外研修として青年部協議会のメンバー4人が母村十津川村を訪問するにあたりまして、町長と教育長に出発の挨拶に訪れております。メンバーは2月9日から11日までの3日間、十津川村での研修を終え無事帰町いたしました。教育委員会からは社会教育グループの萩原主事が引率として参加しております。2月8日、新十津川中学校吹奏楽部の全道大会の出場報告ということで、2月16日札幌市で行われました第50回北海道アンサンブルコンクールの木簡八重奏の8名が参加しております。結果につきましては銅賞を受賞しております。2月17日、第11回そっち岳スキー大会がスキー連盟の主催で行われまして、幼児が8名、小学生76名、大人4名の合計88名の参加で実施されました。当日は日頃の練習の成果を発揮しておりました。最後になりますが、2月19日から28日、第31回のMOA美術館滝川・新十津川児童作品移動展をこの改善センターのほうで開催しております。昨年10月に表彰されました児童作品の移動展を実施しておりますのでお帰りの際にはぜひご覧いただきたいと思っております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第3号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成31年2月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。先月に引き続きまして、小学校、中学校ともに異動がなく、小学校312人、中学校166人、合わせまして478人の在籍となっております。特別支援についても移動はございませんでした。以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第3号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第3号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成31年2月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第4号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費（新入学準備費）受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数は8世帯8人、うち、1世帯1人は生活保護世帯でございます。2認定状況でございますが、（1）として準要保護世帯について6世帯6人を認定してございます。（2）として1世帯1人を不認定世帯といたしております。（3）として1世帯1人は生活保護世帯のため適用外世帯としてございます。3の認定開始日については、平成31年1月25日でございます。なお、詳細については別紙のとおりといたしまして次のページをご覧いただきたいと思っております。保護者の住所、氏名、勤務先、世帯構成員についてはご覧のとおりでございます。番号1番につきましては、需要額に対する所得の倍率が1.61でございまして、認定基準の1.3を上回っておりますので判定を否といたしております。番号2番につきましては、生活保護受給者のため適用外といたしております。番号3から5番までと7番及び8番につきましては、児童扶養手当受給世帯、また6番は経済的理由ということでの申請でございました。いずれも倍率が1.3未満であるため、判定を可といたしてございます。この申請につきましては入学前に支給するというので、本年度から31年度入学者に対して30年度中に支払うということから対象児童については学校名、学年については記載しておりませんが、新1年生でございます。なお、この内容、資料につきましては重要な個人情報となりますので、漏洩のなきよう慎重な取扱いをお願い申し上げます。個別についてはご覧になっていただきながらご審議をいただければというように思います。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

あくまでもご本人が希望するというので手を挙げた方が8名いるということだと思っておりますが、そのこういう制度がありますよということの周知ですが、対象者にもれなく行きわたっているのかどうか教えていただきたい。

◎中畑事務局長

これの申請の案内につきましては、体験入学時、入学説明会。グループ長から説明させていただきます。

◎西村グループ長

就学時前検診の案内時に、この入学準備金の説明文書と申請書を同封いたしております。10月11日に健診がございましたので、その1か月前の9月に通知しております。

◎中畑事務局長

これは入学前の年度に支給することができるということで、今届出があった方々ですが、新年度に入ってからでも申請は可能ですので、今回限りでもうこの助成金が当たらないという

ことではございませんのでご理解いただきたいと思ひます。

◎松倉委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第4号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第4号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第5号体罰に係る実態把握に関する調査結果について事務局より説明願ひます。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願ひます。1調査名から3の調査方法につきましては、記載のとおりでございます。4調査結果につきましては、別紙のとおりといたしまして8ページをご覧いただきたいと思ひます。願ひいたします。小学校では児童数312人に対しまして保護者からの回答ということで行っております。保護者からの回答は254人、回答率は81.4%でございました。調査の結果、体罰と思われる書き込みが1件ございましたので、疑わしき案件といたしまして校長に対して再調査を行ってございます。再調査の結果、当時担任は繰り返し忘れ物をする当該児童に対して再発を防ぐための方法について考えがまとまったら戻るようにという指示をしてから廊下に出していたこと、廊下に児童がいるところを教頭が当時目撃しておりまして、教頭が児童に声掛けし教室に戻って一緒に謝ろうと促したものの本人の意思で教室には戻らなかったこと、児童は廊下ではしゃがむなどをしており強制的に立たせている様子はなかったことなどから、体罰には当たらないものと認定をいたしました。なお、当該児童の保護者からはこのアンケートにおいて児童が体罰を受けたとの回答はありませんでした。次に新十津川中学校について報告をいたします。中学校の生徒回答、生徒と保護者それぞれから回答をいただいておりますが、生徒回答では生徒数166人中生徒からの回答は136人、回答率は81.9%でした。生徒回答では中学1年生で先生以外、つまり事務員や外部指導者を指している項目ですが、その者からの体罰としての欄で体罰にはあたらない内容での書き込みが1件ございました。部活動中に係る内容と思われまますので、校長から生徒への対応を依頼して、校長に対して生徒への対応を依頼しまして部活動顧問への聞き取りなどにあたってもらいましたが、結果的には具体的なものはなかったとの報告を受けております。また保護者回答では提出が128人、回答率が77.1%でございました。2学年と3学年で体罰があるとの回答が1件ずつありましたが、その記載内容を見ますと叱責に関するものでありまして、叱責の場合は体罰には該当しないこととなりますので、

これについては再調査は実施いたしませんでした。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎荒山委員

学校に対する体罰というアンケートですが、家庭問題のアンケートやなんかはやっているんでしょうか。

◎中畑事務局長

児童生徒に対して家庭で体罰を受けているか受けていないかの調査は行っておりません。

◎荒山委員

そうですか。

◎中畑事務局長

はい。把握はできていないです。

◎荒山委員

そうですか。いや、最近そういう問題がね、続いて起きているものですから。

◎中畑事務局長

日頃のその子どもたちの様子を見ながら、身体にあざがあつたりするとそういうところからこう見つけ出すということと、それと保健福祉課のほうでもいろいろその家庭環境に問題のあるようなご家庭についてはいろいろな形で子どもの様子など見ていただくようなケースがありますので。

◎荒山委員

カウンセリングとか。

◎中畑事務局長

ええ。保健福祉課の方の協力も得ているような状況でございます。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにごございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第5号体罰に係る実態把握に関する調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第6号平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の9ページをお開き願います。内容、別紙のとおりといたしまして、10ページをお開き願います。この調査は、小学校第5学年と中学校第2学年を対象に毎年実施しているもので、1の調査の目的から3調査実施日については記載のとおりでございます。4調査結果の表でございますけれども、それぞれの学年ごとに表で表しておりまして、各表の下段にある比較欄の◎のついた項目は平均を、全国、全道の平均を上回ったもの、○は平均と同等のもので全国、全道、男子、女子に分けて表してございます。比較的◎、○が目立っているのかなというふうに考えておりますが、内容につきましては11ページ、12ページにそれぞれ分けて掲載しておりますので、まず小学校5年生の状況については11ページをご覧ください。状況については下段の分析に掲載しておりますのでその読み上げをもって説明に代えさせていただきます。まず実技ですが、男子については8項目中握力、立ち幅とび、ソフトボール投げの3項目で全国平均を上回っております。女子は、8項目中握力、上体起こし、長座体前屈、立ち幅とびの4項目で全国平均を上回っております。体力合計点で見ますと、昨年度よりは下がっていますが、男子、女子ともに全国平均と同等となっております。体力合計点総合評価、これはAからEまで5段階で評価したものでございますけれども、Aが上位のもの、Eが下位のものということになってはいますが、A、B評価を受けた割合が男女ともに全国平均と比較すると下回っているということでございます。児童質問紙の関係でございますけれども、男子では運動が好きという項目については全国を下回ったんですが、運動は大切だと思う、また1週間の総運動平均時間は全国を上回っている状況、女子では、運動が好き、運動は大切だと思う、大変恐縮なんですが1週間の総運動時間平均についても全国を上回っております。記載のミスがございました。訂正してお詫び申し上げます。3項目とも全国平均を上回っているということでございます。総評といたしまして、男子、女子ともに体力合計点が全国とほぼ同じであったのは、全国と比べて1週間の運動時間は多く、また運動は大切に思うという割合が高く、運動に対する意識の高さが要因の1つと考えられるという分析をしているところでございます。続きまして、中学校のほうですが、12ページをご覧くださいと思います。グラフと併せてご覧いただきたいのですが、男子は8項目中中握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とびの5項目で全国平均を上回っております。女子は、8項目中握力と長座体前屈の2項目で全国平均を上回っております。体力合計点では、男子は全国平均を大幅に上回っておりますが、女子は、全国平均を下回っているが、まあ北海道と比べますと北海道平均と同等となっている状況でございます。体力合計点総合評価では、男子は全国平均に比べてB評価の割合が高いという結果が出ております。また、D、E評価の割合は少ないという状況です。女子は全国平均に比べB評価の割合が少なく、D、E評価の割合が多くなっているという状況でございます。生徒質問紙でございま

すが、男子では、3項目の運動が好き、運動は大切だと思う、1週間の総運動時間平均が全国平均を上回っているのに対しまして、女子では、3項目すべてにおいて全国平均を下回っているという状況でございます。男子が体力合計点で全国平均を上回ったのは、運動時間多さ、運動に対する意識の高さが要因の1つと考えております。女子の結果が全国平均より低いのは、運動に対する意識の低さが要因の1つになっていると考えているところでございます。以上、学校においてはこれらの結果を踏まえまして、体力、運動能力向上の目標設定や授業等での工夫改善に役立てることとしてございます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第6号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第6号平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第7号新十津川町立学校喫煙対策に関する指針(案)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の13ページをお開き願います。内容、別紙といたしまして14ページをご覧ください。この指針につきましては、学校長と協議しその内容を案として固めましたので報告させていただくものでございます。学校の喫煙対策につきましては、平成16年に指針を定め、学校の施設内での禁煙について定めていたところでございますけれども、今回の改正によりまして禁煙区域の範囲を拡大し、学校の敷地内はすべて禁煙にすると改めるものでございます。よってこの指針の第3項学校敷地内禁煙として改めるものでございます。教職員及び来校者等の喫煙者及び非喫煙の相互理解及び協力により、学校敷地内禁煙を実施するといたしまして、この指針の実施時期は、平成31年4月1日からとさせていただきます。施設のみに限定していたものを施設を含む敷地内すべてにおいて禁煙を実施するという内容でございます。以上申し上げまして報告第7号の説明とさせていただきます。この内容についてご意見等があればお伺いしたいと思っておりますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます

◎久保田教育長

報告第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第7号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第7号新十津川町立学校喫煙対策に関する指針(案)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第8号新十津川町立学校に係る部活動の方針(案)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の15ページをお開き願います。内容、別冊といたしまして、別冊の新十津川町立学校に係る部活動の方針(案)をご覧ください。この方針につきましても学校長と協議しその内容を案として固めましたのでご報告させていただくものでございます。内容につきましては、グループ長の西村からご説明申し上げます。

◎西村グループ長

部活動の活動方針につきましては、今年の1月に北海道の部活動の在り方に関する方針が示されて、児童生徒の怪我の防止や心身のリフレッシュをうまく図るということと、また前回の定例会で審議いただいた教職員の働き方改革アクションプランに基づく教師が部活動の指導に過度の負担を感じることがないように、この方針を策定させていただきました。主な内容として、具体的には第1ですが、適切な運営のための体制整備ということで、部活動方針の策定については、校長先生に関しては、部活動の年間の計画、月間の計画等をきっちり定めて、生徒、保護者に対して周知をする等の記載がされております。また次ページですけれども、2番目の指導、運営に関する体制の構築等については、校長は適正な部の活動、部の数を設置する、町は部活動指導員を学校に配置するよう努めるというような文言になっております。3ページ目には、適切な休養日等の設定ということで、いかに児童生徒が部活と生活のバランスをとることができるように、基準として学期中については週当たり2日以上休養日を設けることとなります。次ページですが、1日の活動時間は長くても平日では2時間程度、学校の休業日については3時間程度の活動時間ということにし各学校は、守っていきましょうということにしております。私からは以上でございます。

◎久保田教育長

報告第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

この問題、プロ野球の筒香選手がだいぶ踏み込んだ発言をされていまして、要するに少年野球なんかで肘や肩を痛めている子どもが非常に多いと。それは指導者、指導の仕方だけの問題じゃなくて大会の在り方、どうしても強豪チームの主力選手が毎試合、毎試合投げて、健康を害すると、そこをまず改めなきゃいけないんじゃないかと言っている。私もこの内容はよろしいと思いますが、スポーツ庁とか国もガイドラインを出して時間のことを言うのだけじゃなくて大会の持ち方、在り方、そこに踏み込んで行かないとかなり実効性がないんじゃないかな。僕もスポーツ観るほうは好きなんで、吉田輝星頑張れ、頑張れって言うんだけど、この1試合頑張ると腕も折るよと、頑張れという心情的には分かるんですけども、やっぱりそのあとのスポーツ選手としてのキャリアも長い間頑張るとほしいし、協議をやめてからの人生も長いので、この、今この目の前の1試合のために腕が折れてもいいと

いう、その考え方自体を改めないで非常に難しいんじゃないかなと思います。それから、前回新田委員からも指摘があったと思いますが、部活動にこういう規制がかかると、例えば5時まで部活動で練習、5時から地域の有志で作っているスポーツクラブの練習ということで、もしかして同じ選手、同じような指導者でありながら名前を変えるという規制逃れも考えられるので、やっぱり1人1人の選手、子どもの健康のためにどういうことが必要なのか、どれだけの休養が必要なのか、例えばサッカーでやっているように血液検査などして今日は長谷部休めと、長友は出ていいと、将来的にはそこまでしてまず子どもの健康第一でこれを考えるという姿勢でお願いしたいし、関係、いろいろな機関にも働きかけていただきたいと思います。

◎中畑事務局長

ご意見として承らせていただきます。さっきの教頭会議でも教頭先生からもそのようなお話もいただいております、教育委員会といたしましては、少年団活動についてもこの主旨を踏まえて子どもたちに適正な運動時間にしていただくようお願いしていきたいと思っております。ただいかにせんその保護者の考え方、保護者の意識によってそれが守られるかどうかというところが大きな部分かなと思っております。保護者に対しても、この部活動の活動方針についての主旨をしっかりと理解していただくということが必要なかなと考えておりますので、委員がご指摘あったことを踏まえましてこれからまた周知していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎久保田教育長

大会等、部活動の大会等を少なくすることにつきましても、空知の教育長会議でも同じような意見出ていまして、北海道教育委員会として少なくするように関係大会主催者に働きかけますと答弁はいただいているんですけども、実際すぐ具体的になるかどうかちょっと別として、意識はしている状況でございます。よろしいですか。

◎松倉委員

私、自分の好きな分野なんですけれども、例えば吹奏楽なんかでも別で、コンクールというものがあるから本当に日本の中学生、高校生、音楽のレベルが非常に上がっている、コンクールのいい面はたくさんあると思いますけれども、功罪の罪の部分ですね、例えばあまりにも学校でコンクールのための練習をたくさんやったので、もうその先の学校にいても私音楽やりたくないわという例も結構聞いておりますので、やはり何と言うんですかね、今日の前のこの結果、金賞あるいはスポーツでいう勝利だけに注目するんじゃなくて、幅広い面で全体の底辺を広げると言うんですかね、必ずしも部活動がオリンピック選手とか世界的な芸術家を育てるためのものじゃなくて、国民全体、スポーツや芸術活動を通じて豊かな人生を送ってほしいということで、指導者なりいろいろな関係機関も動いていただきたいなと思います。

◎久保田教育長

分かりました。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第8号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第8号新十津川町立学校に係る部活動の方針(案)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第9号新十津川町子どものいじめ防止基本方針(案)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の17ページをお開き願います。内容、別冊といたしまして、別冊の新十津川町子どものいじめ防止基本方針(案)をご覧ください。この方針につきましては、国及び北海道の改定に伴いましてこれに準拠して整備するため、全部改正をするもので、その内容を案として固めましたので報告させていただくものでございます。概要について説明いたしますので、1ページ目をご覧くださいと思います。まず、はじめにということで、これについては方針、基本方針の考え方を記載させていただいております。第1章いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項といたしましては、第1いじめの防止等に関する基本的な考え方について以下4ページの初めまで3つの大きな項目に分けていじめの禁止、いじめの防止等の対策に関する理念について、またいじめの理解、いじめの定義について定め、いじめの内容はどういうものか、いじめの解消についてはどうすればいいかというところを記載しております。そういったことを踏まえつつ4ページの第2でございますが、学校と家庭、まあ保護者の責務及び地域の役割について第2として定めております。1学校の責務、学校において行うべきこと、取り組むべきことについてここで触れておりますし、更には2として教職員の責務を定めまして、教職員については次の取組を進めるとして5項目掲載させていただいております。もう一方で保護者の責務としての考え方、保護者の責務については6つの項目に分けて定めております。そして地域の役割でございますけれども、町民等においては、条例等を踏まえながらということで、次の取組を進めるということで地域の役割についても定めてございます。そして、第3として教育委員会の責務を設けております。教育委員会の責務は6ページでございますけれども、学校に対して指導すべきこと等について記載をさせていただいております。また教職員の資質能力向上に向けた研修の充実等についてもここで4として触れているところでございます。7ページに入りまして、第2章ではいじめの防止等のための対策の内容に関する事項について定めております。第1として新十津川町における基本方針の策定と組織の設置ということで、本町においては2にございますけれども雨竜町と共同で附属、教育委員会の附属機関として新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会を設置するをいたしてございまして、これは従前どおりの形態でございます。第2といたしまして、教育委員会が実施すべき施策を掲載しております。いじめの防止についての取組として5項目、それから次のページ、8ページにはいじめの早期発見としての取組、スクールカウンセラー等の活用などを含めながらの5項目、そして3として関係機関との連携、4ではいじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、5としてインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、6いじめの防止等のための対策の調査研究、7啓発活動、8教育委員会における措置となっております。また学校相互の連携協力の整備ということで9、10には学校評価等における対策の実施ということで細かく定めております。第3、10ページに入りますが、第3学校が実施すべき施策についても細かな規定を設けてございまして、1学校の基本方針の策定、2いじめ防止のための組織づくり、3学校におけるい

じめ防止に関する措置、これについては（１）から（３）まで12ページまでに分けて規定をさせていただきます。そして最後、重大な事態が発生したときの対処でございますけれども、第4といたしまして定めております。重大事態が発生した場合には、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン、道の基本方針や町の基本方針に沿って速やかに対処すること等を含めまして、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めるという考えのもと、まず重大事態の意味でございますが、重大事態というのは法の第28条に規定されている次の事態というものがございまして、（１）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（２）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、疑いがあると認めた段階からすでに重大事態として捉えていくとさせていただきます。その重大事態に対して学校による対処としては、これが発生に至った場合には教育委員会を通じてその旨を町長に報告する。教育委員会といたしましては、学校と連携して事実関係を明らかにするために調査を行いまして、必要に応じて第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策について検討を行い、防止のための必要な措置を講じると。4町としましては、町長は、教育委員会から報告を受けた重大事態への対処や事態発生の防止等のため必要であると認めるときは、再調査を実施することができるということで、町においても再調査の権限を有しているという内容になってございます。以上、これら国や道に準拠する形で再整備をさせていただいて、今後これに従って取り組んでいきたいとさせていただきます。この件につきましても案として固めた段階でございますので、ご意見等があればお答えしたいと考えております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

この基本方針は、どういう、このあとどういうふうに周知されるというのか。

◎中畑事務局長

先ほど申し上げました教育委員会の附属機関ございまして、新十津川町・雨竜町子どもいじめ対策委員会、このあと3月に開催する予定をさせていただきます。その委員会にも説明をさせていただいて、委員会の承認を得たのち4月1日からこれに基づいて実施していきたいというふうに考えております。なおこれ内容につきましては、これをもっていじめを防止するというよりは発生したときの対応方法でございますので、保護者にこの内容は事細かに説明をしてということはないのかなど、いじめをしない、防止することに関する周知活動についてはこれにのっとなって行っていくというようなことになるかと思っております。

◎近藤委員

そのままというわけじゃないですけど、一部分的にはやっぱり子どもに、生徒に対しても親に対しても見せて周知した方がいいような部分もありますので、その辺工夫して今後活かしてもらえたらなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

◎中畑事務局長

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第9号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号新十津川町子どものいじめ防止基本方針(案)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎中畑事務局長

ございません。

◎久保田教育長

ないということですので、以上をもちまして、平成31年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人